

きょうの
食品まめ知識

新たな製造所固有記号制度 がスタート

食品表示では、製造した場所を表示することが義務づけられていますが、「製造所固有記号」と呼ばれる記号で表示することができます。

この度、製造所固有記号制度が見直され、平成28年4月1日から新制度がスタートしました。製造所固有記号を使用できる要件が見直されたほか、消費者からの問合せに対する事業者の応答義務が規定されました。

経過措置期間が平成32年3月31日まで設けられていますので、徐々に新制度で表示した商品がお店に並ぶでしょう。新制度では、固有記号の前に「+」が表示されますので、お店で探してみてもいいかもしれません。

販売者 株式会社しよくあん +XY
京都府～

製造者の情報は下記に
お問い合わせください。

075-◆◆◆-◆◆◆◆

京都府農林水産部食の安心・安全推進課

TEL : 075-414-5654 URL : <http://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/index.html>